

千葉県教育委員会会議議事録

令和2年度第7回会議（定例会）

1 期 日 令和2年10月14日（水） 開会 午前10時30分
閉会 午後0時13分

2 教育長及び出席委員

教育長 澤川 和宏
委員 井出 元
佐藤 眞理
岡本 毅
貞廣 齋子
花岡 伸和

3 出席職員

教 育 次 長	吉野美砂子
企画管理部	
企画管理部 長	藤谷 誠
企画管理部 次長	長谷川 聡
教育総務課 長	浅尾 智康
財 務 課 長	榊田 善啓
教育振興部	
教育振興部 長	中村 敏行
学校危機管理 監	望月 賢二
教育振興部 次長	萬谷 至康
生涯学習課 長	大森けい子
教 職 員 課 長	酒井 昌史
教育振興部 副 参 事	富田 浩明
文 化 財 課 長	田中 文昭
企画管理部	
教育政策課主幹兼教育広報室 長	金井 一喜
財 務 課 予 算 班 長	安藤 孝雄
教育振興部	
生涯学習課 副 課 長	藤田 豊
同 主幹兼社会教育振興室 長	鉄井 修一
同 社会教育振興室主幹兼班 長	柳生 浩之
教 職 員 課 主 幹 兼 管 理 室 長	増田武一郎
同 主席管理主事	大矢 孝之
同 管理主事	鈴木 順
同 管理主事	榎本 武人
同 主幹兼任用室 長	鈴木 克之
同 管理主事	奥秋 裕司
文 化 財 課 副 課 長	高梨 俊夫
同 指定文化財班 長	米谷 博
同 主任上席文化財主事	吉野 健一

事務局

企画管理部教育総務課	
主幹兼委員会室長	渡邊 尚久
同 副主幹	山口 聖剛
同 主査	齋藤 智史
同 副主査	稲田 敏志

4 教育長開会宣告

5 署名人の指名 岡本 毅 委員

6 令和2年度第6回教育委員会会議（定例会）議事録の承認

7 議題の宣告及び非公開の決定

本日の案件は、第32号議案から第49号議案の議案18件と第6号報告の報告議案1件、報告1の報告1件である。第33号議案から第41号議案は教育委員会会議規則第13条第1項第四号「知事又は議会に対する意見の申し出等」に該当することから、第6号報告及び第42号議案から第49号議案は、教育委員会会議規則第13条第1項第一号「任免、賞罰、人事」に該当することから、非公開により審議する。

8 審議事項

第32号議案 千葉県文化財保存活用大綱の策定について

【文化財課長】

議案資料1-1を御覧いただきたい。「千葉県文化財保存活用大綱」は、文化財保護法第183条の2に基づく「都道府県の域内における文化財の保存及び活用に関する総合的な施策」として策定しようとするものである。平成31年4月に施行された改正文化財保護法の「地域における文化財の総合的な保存・活用」という項目の中で、都道府県は「文化財保存活用大綱」を策定し、市町村がこの「大綱」を勘案して「文化財保存活用地域計画」を作成することができるとされており、この地域計画を国が認定することで、例えば市町村が、指定文化財に関わらず地域の様々な文化財の公開・活用を主体的に行うことができる等、文化財行政の一層の活性化が図られることになる。大綱の策定に当たり、千葉県文化財保護審議会や市町村教育委員会から意見を聞き、本年2月の千葉県文化財保存活用大綱策定検討会において検討の上、素案をとりまとめ、7月13日から8月12日までパブリックコメントを実施し、53件にのぼる貴重な意見を参考に素案の内容を精査して、本日の「大綱（案）」とした。本「大綱（案）」のポイントは、千葉県が目指すべき文化財の保存・活用の将来像を「県民一人一人が文化財の魅力を知り、守り、次世代につなげ、活用することで、豊かな県民文化を育む。」と定め、さらに、この将来像を実現するための「文化財の保存・活用の方針」を示したことである。この方針には、「文化財の魅力の周知」、「継続した調査の推進」、「保存修理による価値の維持」、「保存・継承への取組の推進」といった、これまでの文化財保護の取組を継承したものに加え、「地域連携や県民の参画」、「観光振興等への活用」といった今日的な観点を盛り込んでいる。そして、「県と市町村が優先的に取り組むテーマ」を定め、市町村と連携して取り組むこととしている。今後は、本「大綱」の周知を進め、多くの市町村が「地域計画」を作成し、地域に即した文化財の保存・活用が推進されるよう、市町村と連携して取組を進めていく。

【井出教育長職務代理者】

本大綱は、周到に作られていると感じた。文化財は保存するだけでなく、活用が大切である。本大綱（案）では、学校教育等での活用についても述べられているが、児童生徒に文化財を説明する際、教員が説明するよりも博物館の学芸員など専門職員が説明する方がわかりやすい。

文化財に精通した専門職員の育成が大切であり、文化財そのものの継承に加え文化財の価値を伝える人の継承も必要であると考えている。

【澤川教育長】

今後は、市町村が地域計画を作成することが大切である。市町村に作成を促す取組を進めて欲しい。

【澤川教育長】

第32号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第32号議案は、原案どおり可決する。

報告1 令和3年度公立学校教員採用候補者選考の結果について

【教職員課長】

報告資料1ページを御覧いただきたい。今年度の教員採用選考は7月に第1次、8月に第2次を実施し、10月7日（水）午後3時に合格者を発表した。具体的な数字を申し上げますと、総募集人員約1,725名に対し、5,564名の志願があり、最終的に昨年度より28名多い1,862名を合格とした。合格者数を学校種等の区別にみると、小学校合格者は807名で昨年度より63名減少、中学校及び中高共通の合格者は782名で昨年度より50名増加し、高校専門の合格者は40名で昨年度より6名増加した。特別支援教育の合格者は186名で昨年度より29名増加し、養護教諭の合格者は46名で昨年度より5名増加した。新設した栄養教諭の合格者は1名で、昨年度より始めた障害者を対象とした障害者特別枠では、今年度12名の志願者があり、合格者は6名であった。今後も、熱意にあふれ、人間性豊かで、専門性の高い教員の確保に努めていく。

【澤川教育長】

全国的なことだと思うが、採用選考の志願倍率が減っている。具体的な数字は述べないが、小学校は3倍を切っていると思う。その中でも2次選考を経て、優秀な合格者を得ていると思うが、全体としての母数が非常に重要である。特に県内の教員養成系の大学を含めて、しっかりと志願者増に向けて取り組んでほしい。

報告1は終了

教育長報告 令和2年9月定例県議会の概要について

【澤川教育長】

資料「令和2年9月定例県議会報告」を御覧いただきたい。はじめに、議案についてだが、教育委員会関係は資料1ページから3ページまでの「議案説明資料」のとおり、議案第1号「令和2年度千葉県一般会計補正予算（第6号）」、議案第13号「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例及び住民基本台帳法に基づく本人確認情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について」、議案第16号「教育機関設置条例の一部を改正する条例の制定について」が提案され、原案どおり可決された。

次に本会議における代表質問及び一般質問についてだが、新型コロナウイルス感染症対策へ

の対応に関する質問など68件の質問があった。詳細は資料4ページから8ページの「令和2年9月定例県議会「本会議」質問項目一覧表（教育関係）」のとおりである。このうち、主なものについて、その内容を報告する。4ページ、No.1を御覧いただきたい。新型コロナウイルス感染症への対応について、「県立高等学校において、感染拡大によっては休校等も想定される中、本年度予定されている学習内容を全て終わらせるために、今後、どのように学習指導を行っていくのか。」との質問には、「行事の精選などにより授業時数を確保しつつ、今年度学習する内容を全て終わらせるようにする。今後、臨時休校となった場合には、今年度導入した学習支援ソフトを有効に活用することで、家庭でも学習ができるようにして、着実に履修を進める。また、仮に、臨時休校が長期に及ぶ場合は、必要に応じて、冬休みや春休みの短縮、放課後の補習等の工夫を行い、今年度の学習内容を全て終わらせるようにする。」と答弁をした。No.11の障害者雇用について、「県教育委員会では、法定雇用率の達成に向け、どのように取り組んでいくのか。」との質問には、「今年度新たに、県立学校を巡回して環境整備業務を行う、クリーンメイトセンターを2か所開設し、障害のある職員と支援員を配置しており、拡充を検討していきたい。このほか、職場見学会の定期的な開催やホームページを活用し情報発信を行うなど、積極的な採用に努めている。さらに、職場への定着を図るため、5名の相談員による、きめ細やかな支援を行っている。」と答弁をした。No.12の教育におけるICT環境整備について、「県立高校のICTを活用した教育環境整備の取組状況はどうか。」との質問には、「今年度、タブレット640台、プロジェクター300台等の配備を進めている。また、6月補正予算で、全校に学習支援ソフトを導入し、ドリル学習、教員作成の課題の配信・回収、生徒の学習状況の把握、などに活用している。さらに、国の補助金を活用し、今年度中に全ての普通教室に無線LANを整備する予定であり、これらの効果検証を踏まえ、更なるICTの活用の検討を進める。」と答弁をした。

次に、文教常任委員会における質問についてであるが、資料9ページの「令和2年9月定例県議会文教常任委員会委員長報告」を御覧いただきたい。10月13日の本会議において、文教常任委員会委員長から、審議状況について報告があった。本議会における質問等の詳細については、「千葉県議会時報」等の資料により、随時情報提供をしていく。

教育長報告は終了。

委員報告 1都9県教育委員会教育委員協議会について

【井出教育長職務代理者】

群馬県主催で行われた1都9県教育委員会教育委員協議会WEB会議に参加をした。今回は「with コロナ時代の教育の課題について」をテーマに、各県からの報告と協議を行った。児童生徒の心のケアについては、各県が共通して取り組んでいた。休業期間中の学びの保障とともに、児童生徒に対してどのようなケア・支援をしていくのかというのが大きな課題である。次に、ICT教育に関する環境整備と教職員のスキルアップ研修と支援体制の構築である。これまでも言われてきたことであるが、今回の新型コロナウイルス感染症という壁を越えるために、緊急の課題であるということが共通して取り上げられた。特に注目しているのは、教職員をどのように支援し、負担を軽減していくのかということである。現在、現場の教職員がどれほどの不安を抱え、ストレスを感じているのかということにしっかりと向き合っていくことが必要である。これから長期にわたり継続していくことが予想され、教育現場で教職員が疲れ切ってしまうのは教育が成り立たなくなってしまう。教職員への支援が重要になってくるだろうと感じた。「ICT教育」や「働き方改革」は新型コロナウイルス感染症発生以前からずっと言われてきたことであり、これからはしっかりと取り組んでいこうとしたところに、コロナウイルスが発生したものであり、問題が前倒しにされ、喫緊の課題として突きつけられているということを強く感じた。決して新しい課題ではなく、今までの取組をしっかりとやっていくチャンスであると思う。他の参加者の意見を聞いていると、大きな課題であるが、これらが喫緊の課題として取り上げられていることに、教育界がさらに進化していく機運を感じた。

委員報告は終了

<傍聴・報道 退出>

第33号から第36号議案 専決処分の申し入れについて

生涯学習課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第37号から第41号議案 指定管理者の指定について

【生涯学習課長】

第37号から第41号議案までの「指定管理者の指定について」は、内容が同様であることから一括して説明する。議案は18ページから32ページとなる。議案資料18-1ページを併せて御覧いただきたい。本議案は県立青少年教育施設5施設の管理運営について、指定管理者制度の継続を行うに当たり、千葉県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第3条の規定により、候補者一覧のとおり各候補者を指定管理者として指定するため、議会の議決を求めるよう知事に申し入れるものである。なお、条例改正に伴い令和3年4月1日から各施設の名称を「青少年自然の家」に変更することから、議案及び議案資料の名称もそのように記載している。各施設とも令和3年度から令和7年度までの5年間、指定管理者制度を継続することとし、公募を行ったところ、手賀の丘青少年自然の家は3団体から、水郷小見川青少年自然の家、君津亀山青少年自然の家、東金青少年自然の家、鴨川青少年自然の家は、それぞれ1団体から、合計7団体の応募があった。

選定に至るまでの経過であるが、応募団体の申請内容の審査に当たっては、県民の平等な利用の確保、個人情報保護の取組、サービスの向上、管理経費、団体の安定性、体験活動等の充実などからなる審査基準を設定し、審査を行うこととした。応募のあった7団体については、資料18-7ページ上段に記載の外部有識者5名により、令和2年10月1日、2日の2日間、応募団体から提出のあった申請書及びプレゼンテーションによる採点を行った。その後、教育庁の課長以上20名で組織する千葉県教育委員会指定管理者（候補者）選定委員会を令和2年10月9日に開催し、有識者による採点等を踏まえながら審査基準に基づき審査し、指定管理者候補者を選定した。

議案資料18-2ページを御覧いただきたい。手賀の丘青少年自然の家についてである。応募申請があった3団体について審査を行い、3団体ともに、各審査項目において、いずれも標準以上の評価を得られていたが、手賀沼の魅力を生かしたプログラム開発、危機管理体制で施設の特性に応じた具体的な感染症防止対策を示すなど、特に優れた提案があったアクティオ株式会社が指定管理者候補者として適当であるとして選定された。

次に、議案資料18-3ページから18-6ページを御覧いただきたい。その他の4施設については、それぞれ1団体の応募であった。指定管理者として適当であるかを審査し、その結果、いずれも審査項目において標準以上であるとの評価を得られたことから、指定管理者候補者として適当であるとして選定された。水郷小見川青少年自然の家については、小見川フィールドパートナーズ、君津亀山青少年自然の家については、千葉自然学校グループ、東金青少年自然の家については、株式会社オーエンス、鴨川青少年自然の家については、公益財団法人千葉県教育振興財団が、それぞれ指定管理者候補者として選定された。

【岡本委員】

各施設の得点について、合格のラインはあるのか。

【生涯学習課長】

総合得点は、満点で118点、標準点は45点である。

【澤川教育長】

総合点が118点ということで、0点があった場合はどうなるのか。

【生涯学習課長】

有識者の採点に0点があった場合、それを踏まえ選定審査委員会で検討することとなる。

【岡本委員】

項目ごとに審査をして合計点を算出しているのか。項目は何通りあるのか。

【生涯学習課長】

項目ごとに審査をして合計点を算出しており、審査項目は30項目である。東金青少年自然の家については、5年後に廃止となることから、他と区別し29項目とした。今回、再編構想に基づき、東金青年の家以外の4施設については、沼・川・森・海等、地域の自然を生かしたプログラム及び市町村青少年教育施設とのネットワーク構築に関する提案を求めた。

【岡本委員】

審査項目が30項目あり、総合標準点が45点とすると、各項目の標準点は1～2点となる。この採点の仕方では、劣った評価がされにくい配分となっているように思うがどうか。採点の仕方を工夫した方がよいのではないか。

【生涯学習課長】

各項目の満点は、項目により3点、5点等となっている。また、配点については、行政改革推進課のガイドラインに沿って設定している。審査基準は、有識者からの意見を基に作成している。

【澤川教育長】

各団体は他の青少年施設の運営を行っている団体が多く、ノウハウもあり、一定水準以上の団体からの応募であった。選定審査委員会では、その中から、どの団体を救い上げるのかという審査となった。今回いただいた御意見は今後に生かしていきたい。

【佐藤委員】

グループ審査とは、どのようなものか。

【生涯学習課長】

各団体が業務や責任の範囲、また、経費の配分等を決め、2つの団体がグループとして応募してきたものである。グループが応募者として適切か審査した。

【澤川教育長】

2つの団体が連名で応募した場合、その責任分担や財務状況等に問題がないか、まずグループとしての審査をした。

【貞廣委員】

意見であるが、各団体の得点が5人の有識者の採点の平均なのか。そうすると仕様書を満たしているか等、採点のベースとしては理解できるが、メリハリのある審査にならないのではないか。最低限の条件の上に特に優れた点を評価するべきではないか。行政ができない部分を実施しようとしている団体を特に評価するような視点が必要なのではないか。平均とすると、その良い点が見えにくくなる。

【澤川教育長】

30項目の内、重点とし5点の配点とした千葉の魅力的な自然を生かしたプログラムの提案

等に関して、アクティオ株式会社が優れた提案となっていた。配点のウェイト等については、今後の課題としたい。

【貞廣委員】

合計得点が低くてもメリハリのある提案をした団体が指定管理者となる場合があることを応募団体に周知しているのか。

【澤川教育長】

有識者の採点結果がひっくり返り、得点の低い団体が指定管理者となることは、選定審査委員会においては、あり得ることだが、そのような場合は、選定審査委員会としての確固たる意見が必要である。

【澤川教育長】

第37号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第37号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

第38号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第38号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

第39号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第39号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

第40号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理人・委員】

よい。

【澤川教育長】

第40号議案は、原案どおり可決する。

【澤川教育長】

第41号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第41号議案は、原案どおり可決する。

第6号報告 学校職員の懲戒処分について

教職員課長が説明を行った。

第42号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第43号議案 学校職員の懲戒処分について

第44号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第45号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第46号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第47号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第48号議案 学校職員の懲戒処分について

教職員課長の説明後、協議を行い、原案どおり可決した。

第49号議案 令和2年度教育功労者の決定について

【教育総務課長】

議案資料41-1ページを御覧いただきたい。県教育委員会では、本県における教育、学術又は文化の振興に関し、特に功績の顕著であった個人又は団体を教育功労者として、昭和25年から毎年表彰しており、今回で71回目の表彰となる。

表彰分野については、1の「表彰分野と内容」に示した教育行政の部、学校保健の部、芸術文化の部、社会教育の部及び学校教育の部の5分野である。候補者の選定に当たり、市町村教

育委員会や関係団体等からの推薦があった個人、団体の中から、これまでの活動等が本県における教育、学術又は文化の振興に関し、表彰に値するかどうかを詳細に検討し、本日示す候補者とした。

その結果、本年度の候補者は、2の表のとおり、93名の個人と21の団体となっている。今後は、候補者の受賞意思及び氏名等の公表の可否について確認した上で、10月16日（金）に報道発表を予定している。なお、表彰式については、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から中止することとした。

【澤川教育長】

第49号議案について、可決したいがよろしいか。

【井出教育長職務代理者・委員】

よい。

【澤川教育長】

第49号議案は、原案どおり可決する。

9 教育長閉会宣告